



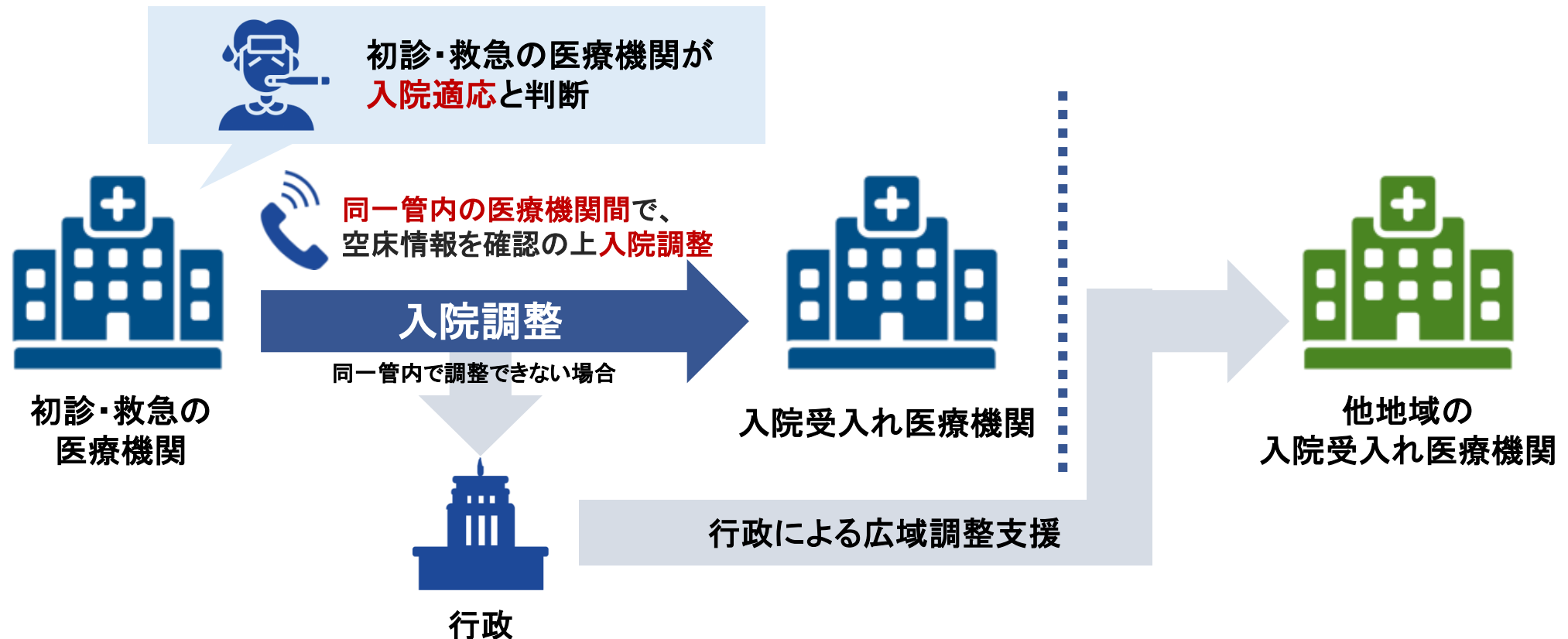
医療機関間のコロナ入院調整の導入

医療危機対策本部室 搬送調整班

医療課 医療機関調整班

2022年10月5日

- 原則、同一管内で**医療機関間**が空床情報を確認して入院調整を行う
- 同一管内での入院調整ができない場合に限り、**行政**が広域調整支援を行う



- 今後、各地区の理事会等の場をお借りして、医療機関同士の入院調整に係る説明を県から行わせていただきたい。
- 各地区の医療機関と行政機関（保健所設置市、県保健福祉事務所）が協議を行う場の設定も検討中。
- 搬送手配マニュアルを策定中。
- ご理解、ご協力の程よろしくお願ひ致します。

(案)

医危第 号
令和 年 月 日

各地区病院協会会長各位

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
災害医療担当課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症患者に係る通常医療化に向けた入院調整について (依頼)

日頃から本県の感染症行政に格別の御理解と御協力をいただき、また、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供の継続に御尽力くださり、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルス感染症患者に係る入院調整について、行政が積極的に入院調整を行う方法から、今後は、徐々に医療機関同士で行うことを目指しています。

今後、貴会理事会等の場をお借りして、御説明させていただきたいと考えておりますので、御協力の程よろしく願いいたします。

問合せ先
災害医療グループ 佐藤、鈴木
電 話 045-210-4634 (直通)
メール fukusou.kiki@pref.kanagawa.lg.jp